

平成20年8月20日

各建設業者 殿

かすみがうら市長 坪井 透  
( 公 印 省 略 )

公共工事における入札制度の改正について (連絡)

残暑の候 建設業者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜びを申し上げます。  
日頃より、当市の行政運営に対しましては、ご支援とご協力を賜っておりますこと厚くお礼を申し上げます。

さて、市発注の公共工事における入札制度につきましては、公正で透明性の高い制度とするため、平成18年度、19年度と大幅な改正を行い現在に至っております。その後、1年が経過しようとしておりますが、更なる制度の充実を図るため、本年9月から公告する入札につきましては、別紙のとおり改正を行うこととなりましたのでご連絡いたします。

今後とも、市発展のためご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先 かすみがうら市総務部検査管財課  
電話番号 0299-59-2111 (内線 1511)

## 入札制度の改正について

	項 目	改 正 概 要
1	最低制限価格	<p>最低制限価格の算出基礎の変更</p> <p>従来の算出基礎に、一般管理費の一定割合を加算し、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の割合を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費の額 10 分の 9.5</li> <li>・共通仮設費の額 10 分の 9</li> <li>・現場管理費 10 分の 6 (建築工事にあつては現場経費)</li> <li>・一般管理費相当額 10 分の 3</li> </ul> <p>最低制限価格は、予定価格算出の基礎となったうえに掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合に予定価格を乗じて得た金額とする。</p>
2	前 払 金	<p>前払金の増額</p> <p>支払限度割合を契約金額の 30% から 40% へ増額。</p>
3	指名競争入札	<p>指名競争入札の競争性の向上</p> <p>標準的な建設工事における、一般土木工事案件の指名業者の資格要件について、経営審査の点数を 600 点未満から 620 点未満に変更。</p>
4	住 所 要 件	<p>入札参加条件の住所要件について</p> <p>標準的な建設工事における、一般土木工事案件の一般競争入札での入札参加条件の中の住所要件について、一般競争入札 500 万円以上 5,000 万円未満について市内本店とする。また、共同企業体の場合の構成員 1 及び構成員 2 についても市内本店とする。</p>

## 建設工事における競争入札実施基準表

入札区分	入札参加条件				備 考
	発注金額	発注形態	総合評点値	住所要件	
一般競争入札 (郵便入札)	100,000 千円以上 (特殊工事含む)	共同企業体 (2社又は3社)	代表構成員 900 点以上 構成員 1 700 点以上 900 点未満 構成員 2 600 点以上 900 点未満	代 表 県内に本店 構成員 支店等営業所在地 構成員 1 市内に本店 構成員 2 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は事前公表。</li> <li>・ 必要な許可を有する。</li> <li>・ 3 ヶ月以上雇用している技術職員を常駐。</li> <li>・ 過去 5 年間に同種の履行実績を有する。(指名競争入札は過去 2 年間。共同企業体の代表構成員は、同種・同規模以上の履行実績。)</li> <li>・ 共同企業体の構成員が 3 社の場合には、構成員 2 を加えることができる。</li> <li>・ 共同企業体による入札では、参加が 5 企業体に満たないときは不成立とし、単体による入札とする。</li> </ul>
	50,000 千円以上 100,000 千円未満	単 体	700 点以上	市内に本店、支店等営業所在地 (平成 17 年 1 月 1 日以前) 土浦市内、石岡市内に本店 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	
	30,000 千円以上 50,000 千円未満	単 体	700 点以上	市内本店 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	
	10,000 千円以上 30,000 千円未満	単 体	600 点以上	市内本店 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	
	5,000 千円以上 10,000 千円未満	単 体	500 点以上	市内本店 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	
指名競争入札	5,000 千円未満	単 体	620 点未満	市内本店 (平成 17 年 1 月 1 日以前)	
備 考					
<p>1. この基準表は標準的な建設工事の発注を想定しているため、特殊な工事及び建設工事の内容等によっては変更となることがあります。</p> <p>2. 指名競争入札は工事の特殊性・中小建設業者の技術力の向上及び競争力の強化等を勘案し試行的に実施するものです。このため地方自治法施行令第 167 条 (指名競争入札) 及び同第 167 条の 2 (随意契約) は別扱いになります。</p>					